

5. 厚生労働省におけるてんかん対策厚生労働省におけるてんかん対策

～てんかんの普及啓発及び診療拠点機関・診療ネットワークの整備～

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室 溝口 晃壮

はじめに

てんかんを巡る課題はさまざまである。

てんかんの診療拠点機関病院の整備、てんかん診療ネットワーク、てんかんの普及啓発（一般国民向け）、てんかん患者の実態把握、てんかん診断法・新薬の研究開発、運転免許、就労支援、災害対応、幼稚園・学校現場などでの発作対応、公教育、患者の症状を教えるためのカード、など

これに対し、厚生労働省では、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号）を発表し、その中の、三 多様な精神疾患・患者増への医療提供の、5 てんかん、で

ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が適切な服薬等を行うことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を促進する。

イ てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する。

ことを明確に述べている。

具体的には

- 1) みんなのメンタルヘルス総合サイトでてんかんに関する正しい知識・理解のための普及啓発
- 2) 厚生労働科学研究費により「てんかん診療ネットワーク」（てんかん診療機関・診療医名簿）の作成
- 3) てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）

を行っており、平成30年度からの第7次医療計画で、今後の対策として

- 4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 5) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築とそれに向けた医療機能の明確化の推進を行う。

1. てんかんの正しい知識・理解のための普及啓発

1) 現状

てんかん患者は全国に100万人いると言われている病気であるが、社会や国民がてんかんについて正しい知識や理解が浸透しているとは言えない状況である。

一方、てんかん患者は適切な服薬や規則正しい生活を送ることにより症状を抑え、社会活動をしながら日常生活を送ることが可能な病気である。

このため、てんかん患者・家族などの関係者はもちろん、広く国民全体にてんかんに関する正しい知識と理解に向けた普及啓発を行い、てんかん患者や家族が暮らしやすい社会を目指していく必要がある。

2) てんかんに関する正しい情報の発信

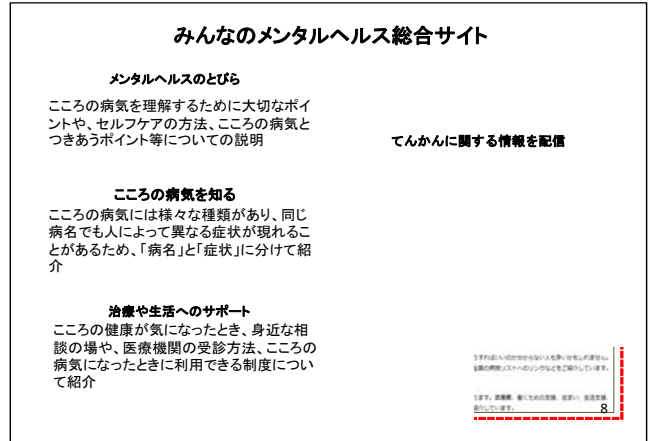
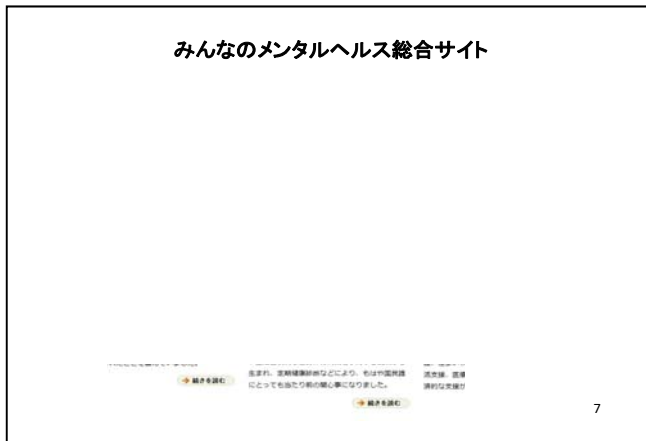
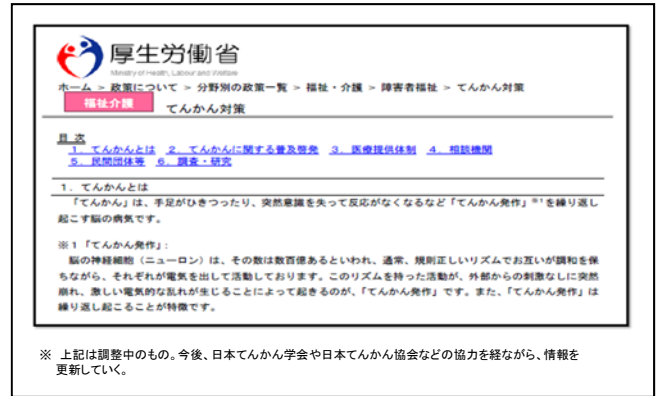
① 厚生労働省HP内に「てんかん」の項目を掲載（現在調整中）

てんかんに関する情報を国民や関係者の目に留まるように、厚生労働省のHPに「てんかん」の項目

を掲載している。

②「みんなのメンタルヘルス総合サイト」にてんかんに 関する情報を掲載

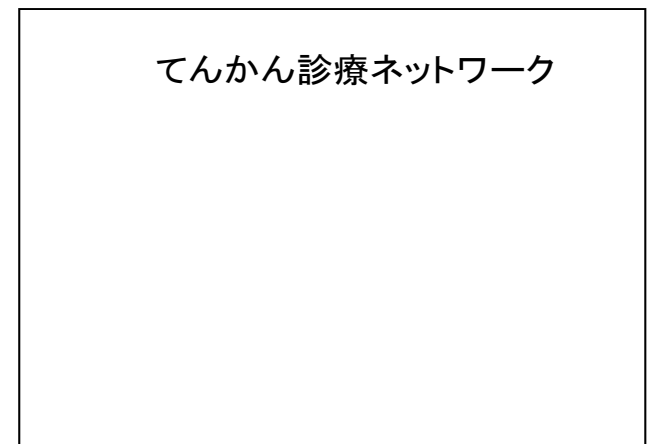
こころの病気についての情報、こころの病気にな
ったときの治療や生活サポートなど、精神疾患全般
に関する普及啓発を目的に厚生労働省HPに掲載
している。「みんなのメンタルヘルス総合サイト」
に、てんかんに関する情報を掲載し、情報を発信し
ている。



2. てんかんの専門医療機関・診療ネットワークの整備

医療資源の活用を含めた治療体制の整備を図るた
めに地域診療と関連学会専門医が連携したてんか
ん診療ネットワークの基盤作りがなされ、てんかん
診療機関・診療医の名簿が作成され、ウェブサイト
「てんかん診療ネットワーク」(<http://www.ecn-japan.com/>)で二次診療施設以上の医療機関は誰で
も、一次～三次施設とその詳しい診療内容はユーザ
ー登録で閲覧可能となっている。

患者さん・ご家族の方へとして、てんかん診療ネ
ットワーク施設一覧の使い方とともに、1) てんかん



に関する情報として、日本てんかん学会：てんかん Q&A、日本てんかん協会：てんかんについて、てん
かん情報センター、2) てんかん専門医に関する情報として、日本てんかん学会専門医名簿、3) 神経学専
門医に関する情報として、小児神経専門医、神経内科専門医、脳神経外科専門医、精神神経科指導医、臨
床神経生理学学会認定医・認定技師（脳波等）の一覧にリンクが張られている。

3. てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）

平成 27 年度から、モデル事業としててんかん地域診療連携体制整備試行事業が開始された。

1) 目的

てんかん患者は全国に 100 万人といわれているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが

課題の一つであるので、てんかんの専門医療機関の力所数増、まずは3次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

2) 事業実績

29年度現在、てんかん地域連携拠点機関を8医療機関：宮城（東北大学病院）、栃木（自治医科大学病院）、神奈川県（日本医科大学武蔵小杉病院）、新潟（西新潟中央病院）、静岡（静岡てんかん・神経医療センター）、鳥取（鳥取大学病院）、岡山（岡山大学てんかんセンター）、広島（広島大学病院）と、全国拠点機関1カ所：国立精神・神経医療研究センター、が設置されている。

主な事業内容は、①てんかん患者・家族の治療及び相談支援、②てんかん治療医療連携協議会の設置・運営、③てんかん診療支援コーディネーターの配置、④医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、⑤市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）であり、平成28年度は表のような活動が行われている。

3) (第7次医療計画との関係)

第7次医療計画において、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携対策の構築に向けた医療機能の明確化」として、向こう5年以内に第3次医療圏にてんかんの専門医療機関を配置することが定められている。この計画の中に、

「てんかん地域連携体制整備事業を参考に」とあることから、今後、未整備自治体は同事業をモデルに整備、本事業実施自治体は同機関を指定、することで整備が図られることを想定している。

4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい

てんかん地域診療連携体制整備試行事業(モデル事業)

てんかん患者が、地域において適切な支援を受けられるように、都道府県とてんかん診療拠点機関の協働による地域連携支援体制のモデルを具体化する。 平成28年度予算：9,014千円 → 平成29年度予算(案)：8,211千円

現状と課題

てんかん患者が、地域において適切な支援を受けられるよう、地域住民に対する普及啓発、てんかん患者・家族への相談支援の充実、医療従事者への情報提供や研修の充実を推進し、地域包括ケア構築を目指す。また、てんかん医療には、精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科が関わるため、診療科の垣根を越えた集学的診療連携体制の構築を目指す必要がある。

事業概要

【地域】

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するよう取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

【都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん診療拠点機関】

てんかんの治療を専門に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

【国・全国拠点（全国拠点機関）】

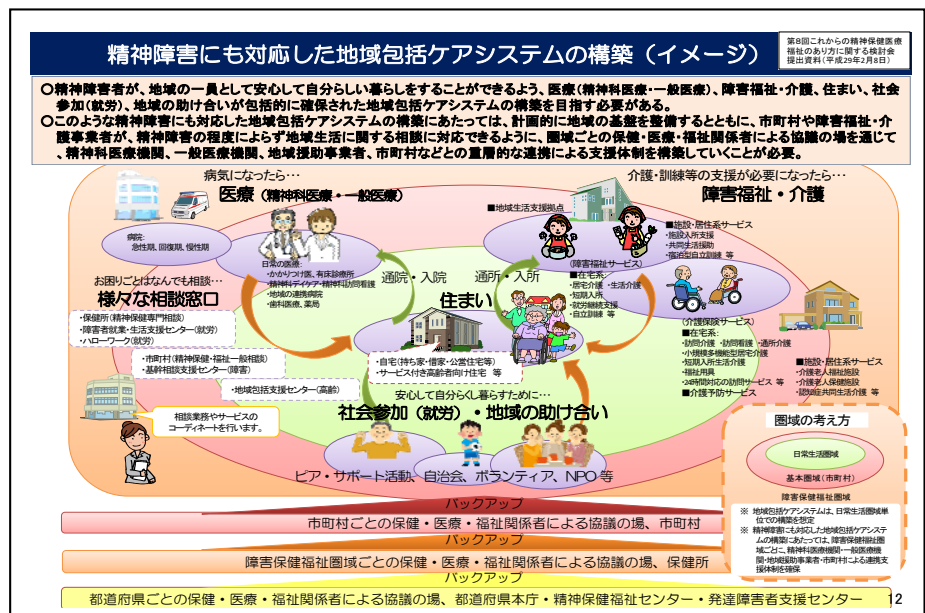
各てんかん診療拠点機関で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各診療拠点機関への技術的支援を行う。

期待される成果

①地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
②てんかん診療における地域連携体制モデルの確立

てんかん診療拠点機関：宮城県/東北大学病院、栃木県/自治医科大学病院、神奈川県/日本医科大学武蔵小杉病院、新潟県/国立病院機構新潟中央病院、静岡県/国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター、鳥取県/鳥取大学医学部附属病院、岡山県/岡山大学病院、広島県/広島大学病院
てんかん診療支援体制整備試行事業：関係機関、地域包括ケアセンター

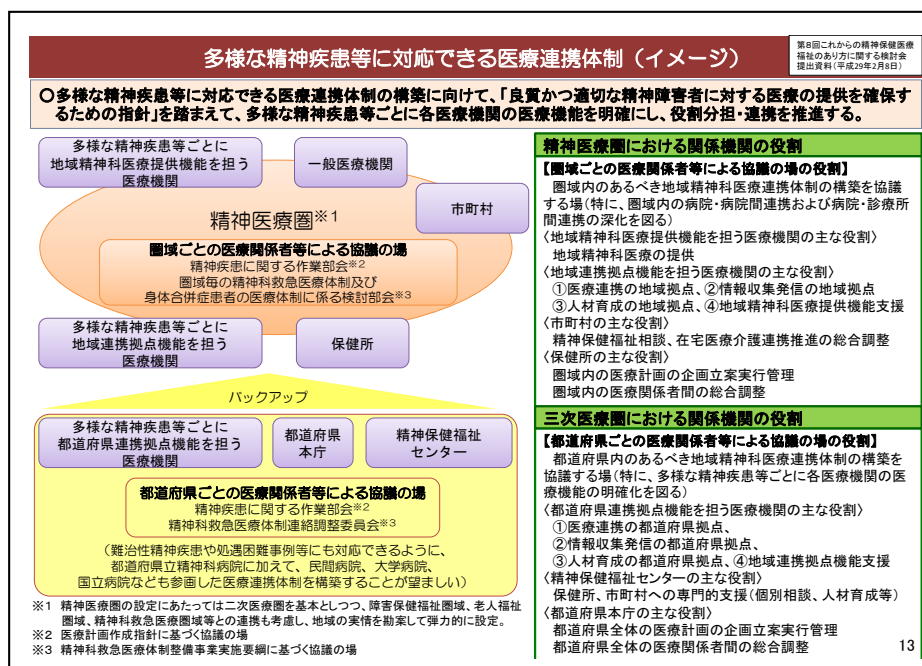
都道府県	拠点機関の名称	H29年度 交付額 (千円)	てんかん診療支援 コーディネーター	研修 実施 回数	研修の内容	普及啓発の取組
宮城県	東北大学病院	888	2名	11回	医療従事者に対する難治例の症例検討	啓発イベントの開催、 ウェブサイトでの情報発信
栃木県	自治医科大学 付属病院	682	3名	10回	多科・多職種連携のてんかん診療を進めるための オープンカンファレンス	
神奈川県	日本医科大学 武蔵小杉病院	1,030	1名	2回	医療従事者向け「てんかん地域診療連携体制整備 事業の実践と課題」、「てんかん薬の使い分け」	県民公開講座の開催、 リーフレットの作成
新潟県	西新潟中央病院	454	2名	4回	※スケジュールの都合により事業開始前実施	市民でんかん講演
静岡県	静岡てんかん・ 神経医療センター	936	1名	7回	小児・成人専門職に必要なてんかんの知識、 小児・成人てんかん診療の包括的アプローチ、 てんかん診療に必要な知識、症例検討について	市民講座、SNSラジオ出演、 SNSスタジオトーク出演、 ホームページでの情報提供、 イベントでの啓発活動
鳥取県	鳥取大学医学部 付属病院	907	1名	3回	こどもてんかんの診断と診療、 おとなのてんかんの診断と診療 について	市民向けセミナーの開催
岡山県	岡山大学 てんかんセンター	567	2名	6回	一般向け：てんかん患者の病状等 医療者向け：脳波の判読等 卒業生向け：ケルンについて	県民精神健康講座、公開講座 の開催、てんかん専門医 がメディアの記者、ホーム ページ公開等
広島県	広島大学病院	972	2名	10回	特別支援学校教員向け、最新のてんかん治療等 医療者向け、脳波の判読等 について	シンポジウム、フォーラムの 開催、サンフレッチェ広島への 啓発活動



暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。これはまさにてんかんの包括的診療連携の構図であり、てんかん地域診療連携体制整備試行事業がモデルとなる。

5. 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築とそれに向けた医療機能の明確化

平成30年からの第7次医療計画では、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患とに医療機関の役割分担・連携を推進できるように、医療機能を明確化することが今後の方向性であり、医療機関は、都道府県拠点機能を担う医療機関、地域連携拠点機能を担う医療機関、地域精神科医療提供機能を担う医療機関に分けられる。てんかんは、統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、うつ、PTSD、依存症、てんかん、高次脳機能障害、摂食障害、災害医療、医療観察とともに精神疾患・状態の一つとしてその中に組み入れられている。



てんかんは、統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、うつ、PTSD、依存症、てんかん、高次脳機能障害、摂食障害、災害医療、医療観察とともに精神疾患・状態の一つとしてその中に組み入れられている。

6. 第7次医療計画と今回のモデル事業

医療供給体制に関する検討課題として、てんかんに対応できる医療機関を明確にする必要がある。てんかんに対応できる専門職の養成、多職種連携・多施設連携の推進のため、地域連携拠点機能及び都道府県連携拠点機能の強化を図る必要がある。この際、てんかん地域診療連携体制整備試行事業（モデル事業）を参考にすることとされている。求められる内容はまさにモデル事業の内容である。

7. てんかん診療にかかる診療報酬上の評価

1) 脳波検査の評価の見直し

てんかんの診療に用いる長期脳波ビデオ同時記録検査及び脳波検査判断料について、実施施設の体制に応じて、長時間ビデオ脳波同時記録検査1が3,500点、脳波検査判断料1が350点となっている。

2) 遠隔脳波診断の評価

遠隔脳波診断の脳波検査判断料1が新設されている。

8. 今後の展望と課題

1) 課題

① てんかん連携診療拠点機関の拡充

- ・ 全都道府県の設置に向けてどう自治体にアプローチするか。
- ・ 拡充に向けた予算確保について。特に地方自治体の財政分。
- ・ てんかん診療拠点病院の実績や貢献のアピール。

② てんかん診療ネットワークの活性化

- ・ 貴重な診療ネットワークの資源をどう活用していくのか。

③ てんかんの普及啓発

- ・ 一般国民（特にてんかんをあまり知らない層や偏見を持っている層に対して）に対して、どうやって正しく理解してもらうか。

2) 今後の展望

① てんかん診療拠点機関の拡充

- ・ モデル事業は平成29年度で終了。30年度以降は、てんかん診療全国拠点機関は国立精神・神経医療研究センター（NCNP）を指定、都道府県のてんかん診療拠点機関は地方自治体向け事業として継続していく。
- ・ 第7次医療計画で整備していくことが示された「てんかん診療拠点機関」について、現行の8機関が定められ、未設置自治体には設置されるように都道府県に働きかけ、制度的・財政的な安定を目指す。

② てんかん診療ネットワークの活性化

- ・ 既存のてんかん診療ネットワークを整理した上で、てんかんの病診連携、診療拠点機関の設置、災害対応、てんかん患者実態調査等、てんかん対策に資するように活性化を検討。

③ てんかんの普及啓発

- ・ 一般国民を対象としたてんかんの普及啓発の取り組みについて、日本てんかん学会や日本てんかん協会などとも協力しながら、効果的な内容を検討する。

おわりに

これらの課題を解決し、対策を推進してゆくためには、行政（国・地方自治体）、日本てんかん学や医療機関、日本てんかん協会など関係者との相互協力や連携が必要不可欠である。